

II 事業計画

1 事業計画

2 サービス向上策

※申請団体名の記載は正本のみとし、副本にはマスキングしてください。また、他に申請団体が推定できる記載がある場合も同様にマスキングしてください。

3 利用者の満足度の把握・利用促進策

(利用者の満足度・要望等の把握方法と施設管理への反映、苦情への対応など)

--

※申請団体名の記載は正本のみとし、副本にはマスキングしてください。また、他に申請団体が推定できる記載がある場合も同様にマスキングしてください。

4 利用率向上計画

指定期間における想定利用率（会館名：大阪市立住之江会館）

施設名 (室数)	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
開館日数	359 日	360 日	359 日	359 日	359 日
大会議室	%	%	%	%	%
(1)	(/1,077)	(/1,080)	(/1,077)	(/1,077)	(/1,077)
小会議室	%	%	%	%	%
(1)	(/1,077)	(/1,080)	(/1,077)	(/1,077)	(/1,077)
会議室 1	%	%	%	%	%
(1)	(/1,077)	(/1,080)	(/1,077)	(/1,077)	(/1,077)
会議室 2	%	%	%	%	%
(1)	(/1,077)	(/1,080)	(/1,077)	(/1,077)	(/1,077)
会議室 3	%	%	%	%	%
(1)	(/1,077)	(/1,080)	(/1,077)	(/1,077)	(/1,077)
和室	%	%	%	%	%
(1)	(/1,077)	(/1,080)	(/1,077)	(/1,077)	(/1,077)
合計	%	%	%	%	%
(6)	(/6,462)	(/6,480)	(/6,462)	(/6,462)	(/6,462)

※ 施設の利用率は、年間利用見込み件数を年間利用可能件数（開館日数×1日あたりの利用可能数（室数×3））で除したものとし、（ ）内には年間利用見込み件数と年間利用可能件数を記入すること

※ 指定期間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日）について、各年度の想定利用率を作成すること

想定根拠

利用率予測に関する詳細な根拠等を記載すること

※申請団体名の記載は正本のみとし、副本にはマスキングしてください。また、他に申請団体が推定できる記載がある場合も同様にマスキングしてください。

5 施設の利用料金

利用料金は、円単位、消費税込とし、条例・規則で定められている額を上限とします。なお、提案料金の実施にあたっては、本市の承認が必要です。

(1) 施設(部屋)利用料金(会館名：大阪市立住之江会館)

(単位：円)

各施設	利用料金(入場料その他これに類する料金を徴収しない場合)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
大会議室(A)						
小会議室(E)						
会議室 1 (D)						
会議室 2 (D)						
会議室 3 (D)						
和室(A)						

(単位：円)

各施設	利用料金(入場料その他これに類する料金を徴収する場合)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
大会議室(A)						
小会議室(E)						
会議室 1 (D)						
会議室 2 (D)						
会議室 3 (D)						
和室(A)						

※各施設名横のアルファベットは会館条例の別表第3中、各施設における種別を示す。

※この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前・午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。

【参考：現行利用料金】

(単位：円)

各施設	利用料金(入場料その他これに類する料金を徴収しない場合)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
大会議室(A)	2,700	3,600	3,600	5,600	6,300	8,900
小会議室(E)	700	900	900	1,100	1,200	1,700
会議室 1 (D)	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
会議室 2 (D)	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
会議室 3 (D)	1,000	1,300	1,300	1,500	1,700	2,400
和室(A)	2,700	3,600	3,600	5,600	6,300	8,900

(単位:円)

各施設	利用料金 (入場料その他これに類する料金を徴収する場合)					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
大会議室(A)	4,100	5,400	5,400	8,400	9,500	13,400
小会議室(E)	1,100	1,400	1,400	1,700	1,800	2,600
会議室 1 (D)	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
会議室 2 (D)	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
会議室 3 (D)	1,500	2,000	2,000	2,300	2,600	3,600
和室(A)	4,100	5,400	5,400	8,400	9,500	13,400

※各施設名横のアルファベットは会館条例の別表第3中、各施設における種別を示す。

※この表において「午前」とは午前9時30分から午後0時30分まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分まで、「午前・午後」とは午前9時30分から午後5時まで、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時30分まで、「全日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。

(様式5-2の⑤)

(2) 附属設備利用料金

使用場所	品名	単位	区分	現行 利用料金	提案 利用料金
大会議室	拡声装置(マイク1本付)	一式	午前、午後、 夜間各1回に つき※	950円	円
	追加マイク	一本		350円	円
共通	ビデオプロジェクター	一台		550円	円
	持込設備電源使用料	1KW	一時間につき	200円	円

※「午前午後」・「午後夜間」を利用の場合は2回、「全日」利用の場合は3回となる。

この表中「午前」とは午前9時30分から午後0時30分までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後5時30分から午後9時30分までをいう。

